

特集

離婚時の 年金分割制度

いよいよ、離婚時の年金分割制度がスタートする。年金制度自体、なかなか理解することが困難なため、年金分割制度に関する相談を受けたときに十分な回答ができるのか、不安に感じている会員も少なくないだろう。そこで、今月号は、離婚時の年金分割制度(2007年4月施行)、離婚時の第3号被保険者期間の年金分割制度(2008年4月1日以降施行)について特集を組んだ。ぜひ、参考にしていきたい。

離婚時の年金分割制度の概要

会員 榊原 富士子



はじめに

2004年の厚生年金保険法等改正により、本年4月1日以降の離婚について、厚生年金と共済年金の保険料納付記録の分割が認められることになった(厚生年金保険法78条の2ないし21等)。

男女間に雇用格差や給与格差があるために、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな差があるが、これを是正し、主として離婚女性の老後の生活の安定をはかろうとするものである。

さかのぼれば、2000年に厚生省(現 厚生労働省)が設置した「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」が、「女性自身の貢献がみのる年金制度」と副題を付した報告書を2001年に公表し、そこで6課題が論じられ、その1つとして初めて、離婚時の年金分割制度が提案された。他の5課題

のうち、「育児期間に係わる配慮措置」は2004年改正で同時に解決したが(同法81条の2)、他の4点、即ち、共働きモデルを念頭においた個人の選択に中立的な年金制度の設計、短時間労働者等に対する厚生年金の適用、保険料支払いを免除されている第3号被保険者制度の問題、女性が自ら働いて保険料を納付したことが反映できる遺族年金制度の再検討等は未解決である。

離婚数は、1960年代の前半を底にしてほぼ増加の一途をたどってきたが、2002年の289,836組をピークに2006年まで若干減少する傾向にある。しかし、年金分割制度の開始を待って離婚を控えてきた当事者がある程度存在することは間違いなく、特に熟年離婚については、今年度は年金分割を請求する離婚数が増加する可能性が高い。以下に制度の概要を説明する。

年金分割に関する用語の意味

【保険料納付記録】

年金額の計算の基礎となる標準報酬額のこと

【標準報酬額】

標準報酬月額及び標準賞与額

【標準報酬月額】

被用者の報酬月額を所定の等級表に当てはめたものであり、毎年4月から6月までの報酬月額の平均を用いて9月に決定される

【標準賞与額】

その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨てたもの

【対象期間標準報酬総額】

標準報酬額を再評価率をもって現在価

値に換算した額の総額

【対象期間】

分割制度の分割対象となる期間。具体的には、その当事者の婚姻期間（なお事実婚の場合は第3号被保険者期間のみ）

【合算対象期間】

旧国民年金法の規定により任意加入しなかった期間ほか、種々の期間が合算対象期間として定められている。いわゆるカラ期間

【報酬比例部分】

2階部分のこと

【第1号改定者】

分割する側の当事者（法78条の6第

1項1号及び第2項1号）

【第2号改定者】

分割を受ける側の当事者（法78条の6第1項2号及び第2項2号）

【按分割割】

標準報酬額を分割する割合。対象期間における離婚当事者それぞれの標準報酬総額の合計額のうち、分割を受けることによって増額される側の分割後の持分となる割合

【改定割合】

分割改定の結果、分割を受ける側である第2号改定者の持分が按分割割のとおりになるように算出される、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額に対する割合

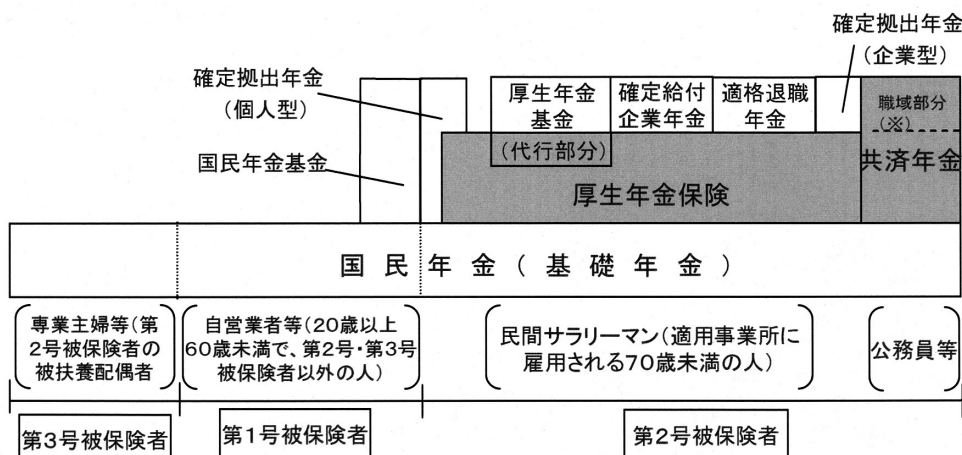
分割の対象となる年金

日本の年金制度は、大別すると、以下の通りである。

① 1階部分	国民すべてに加入義務のある国民年金
② 2階部分	民間企業の被用者（サラリーマン）の加入する厚生年金及び公務員や私立学校教職員が加入する共済年金
③ 3階部分	①②を補完する下記の企業年金 1 厚生年金保険法に基づく厚生年金基金 2 法人税法に基づく適格退職年金 3 確定拠出年金法に基づく確定拠出年金 4 確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金 5 その他の自社年金

このうち、新制度によって分割できるものは、②の厚生年金と共済年金の報酬比例部分（いわゆる2階部分。共済年金の職域部分を含む。下図のグレー部分）に限られる。従って、分割の請求ができるのは、サラリーマン、公務員及び私立学校の教職員を配偶者にもつ者のみということになる。

①や③は、分割制度の対象ではない。ただし、後記のとおり3階部分は財産の1つとして、離婚時の財産分与の対象にはなりうる。



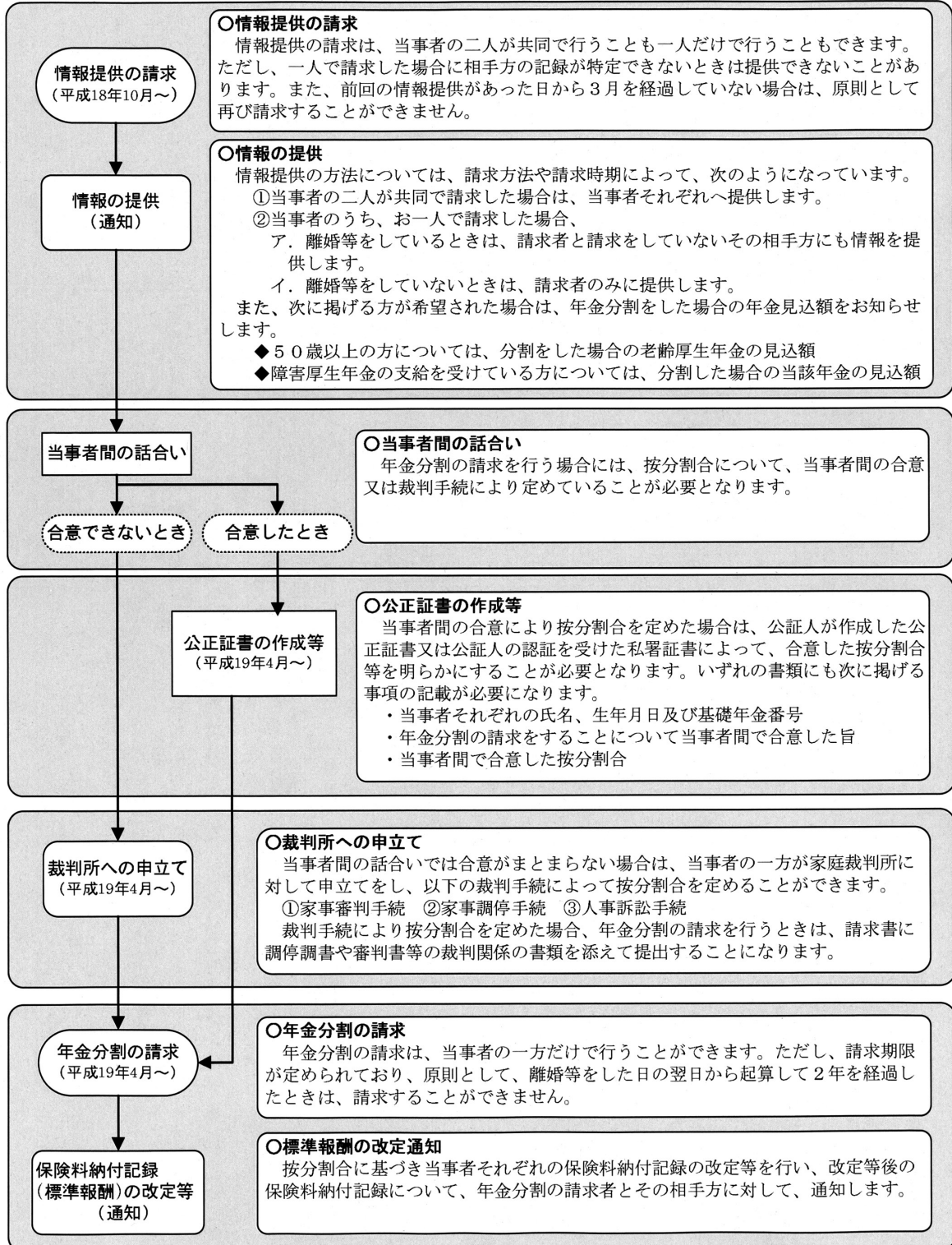
※共済年金における職域部分については、平成18年4月28日閣議決定「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」により、平成22年から廃止することとされています。

* 社会保険庁 HP より

手続の流れ

年金分割の請求を行うにあたっては、当事者間の合意又は裁判手続により按分割合を定めていることが必要です。そこで、当事者又はその一方から情報提供の請求があった場合、按分割合を定めるために必要な情報を提供する仕組みが設けられました。

下図は、情報提供の請求から保険料納付記録が分割されるまでの基本的な手続の流れと主なポイントを示しております。



* 社会保険庁 HP より

離婚時の年金分割制度—合意分割（2007年4月施行）

離婚ないし婚姻の取消しをした当事者は、当事者間の合意により、年金分割の割合を定めて、社会保険庁長官に対し、婚姻期間中の厚生年金（共済年金も同じ。以下略）の保険料納付記録（夫婦の合計）の分割を求める（標準報酬改定請求する）ことができる（厚生年金保険法78条の2第1項1号）。

分割した場合、離婚する当事者のうち分割を受けた側（第2号改定者）は、自分の標準報酬額に相手の標準報酬額から分割された分が加算され、合計した標準報酬額を基礎に計算された年金額を受給できることになる。

年金分割制度は、離婚時の財産分与の1つとしてではなく、独立した制度として作られた。従前、財産分与の1つとして、年金を原資として毎月の支払いを命じる判例が蓄積されつつあったが、①不履行の可能性がある、②年金しか資産がない場合には年金は差押禁

止であり強制執行が不可能であるので支払確保が困難、等の問題が指摘されていた。諸外国の法制度にならって、年金分割の制度を導入することによって、①②の難問は解決できることとなった。

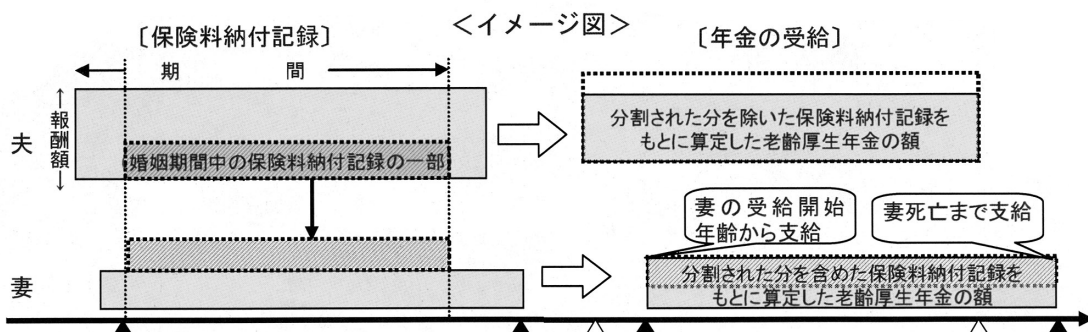
●●● 離婚時期

分割できるのは、2007年4月以降に成立した離婚についてのみであり、それ以前の離婚については認められない。

●●● 按分割合

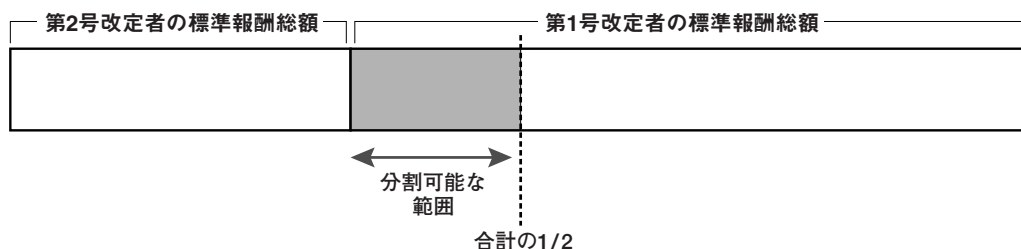
分割できる按分割合は、上限が2分の1（50％）であり、下限は当事者それぞれの対象期間標準報酬総額を合計した額に対する分割を受ける側の分割前の対象

年金分割の仕組み



* 社会保険庁 HP より

分割可能な範囲



* 筆者作成

期間標準報酬総額の割合である。例えば、夫の標準報酬総額が7000万円、妻の標準報酬総額が3000万円ならば、2人の標準報酬総額の合計額は1億円、分割を受ける側（この場合は妻）の分割前の標準報酬総額は3000万円であるので、3000万円／1億円、つまり30％が下限となる。従って按分割合は、30％を超え50％以下の範囲で決めることとなる。

●●●方法・添付書類

合意に基づき標準報酬改定請求をするには、当事者が改定の請求をすること及び合意した按分割合（分割割合）が記載された公正証書を添付するか（法78条の2第4項）、公証人の認証を受けた私署証書（法施行規則78条の4第1項一）を添付書類として提出しなければならない。

当事者間で協議が調わないときは、家庭裁判所は、

◎標準改定請求をする当事者が、社会保険庁長官に提出すべき書類（法施行規則78条の4第1項）

- 一 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び当該請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書
- 二 請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本
- 三 請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本
- 四 請求すべき按分割合を定めた確定した判決の謄本又は抄本
- 五 請求すべき按分割合を定めた和解についての和解調書の謄本又は抄本

◎「年金分割のための情報通知書」を別紙として引用する調停条項の記載例

申立人と相手方との間の別紙記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、0.5と定める。

当該対象期間における保険料納付記録に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる（法78条の2第2項）こととされ、この処分は乙類審判事項とみなされる（同条第3項）。

また、この処分は、養育費や財産分与と同様に、人事訴訟の附帯処分として、離婚請求を認容する判決と同時に裁判することが可能である（人事訴訟法32条第1項）。

なお、請求すべき按分割合に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とされ（特別家事審判規則17条の6）、この審判の申立てをするには、年金情報の記載された文書（厚生年金法78条の4第1項の規定により提供された文書等）を添付書類として提出しなければならない（同規則17条の7）。今後、新規に夫婦間調整（離婚）調停を申し立てる場合は、申立書に年金分割を求める旨の記載をすればよいが、2007年4月1日にすでに係属している事件については、年金分割の割合についての定めを求める旨の書面を追加して裁判所に提出する必要がある。

●●●年金情報

按分割合を定めるには、当事者は、対象期間や対象期間標準報酬総額、按分割合の範囲等の情報を正確に把握する必要がある。このため、2006年10月より、社会保険庁長官は、当事者双方又は一方からの請求により（年金分割のための情報提供請求書、7頁）、離婚時の厚生年金の分割による標準報酬の分割改定の請求を行うために必要な情報を提供している（法78条の4、8頁A情報・B情報）。これは、共済年金についても同様であり（国家公務員共済組合法93条の7第1項、地方公務員法107条第1項、私立学校教職員共済法25条）、国家公務員共済連合会、各県の職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団等が情報を提供する。

情報提供制度開始当初は多少の混乱があり、請求から提供までに時間を要したが、その後、円滑に提供を受けることができるようになった。ただし、共済年金については、提供が著しく遅れていた。

情報提供の請求は、離婚前でも後でも、当事者双方からでも一方からでも行うことができる。ただし、離婚前に一方が単独で請求する場合は、当事者の関係に

年金分割のための情報提供請求書

年金分割のための情報提供請求書 様式第650号

① 基礎年金番号 ② 生年月日 ③ 氏名 ④ 住所の郵便番号 ⑤ 住所 ⑥ 市区町村 ⑦ 国民年金 ⑧ 厚生年金保険 ⑨ 船員保険

① 基礎年金番号 ② 生年月日 ③ 氏名 ④ 住所の郵便番号 ⑤ 住所 ⑥ 市区町村 ⑦ 国民年金 ⑧ 厚生年金保険 ⑨ 船員保険

1. 情報の提供を受けようとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄を記入してください。
ア. 婚姻の届出をした期間（法律婚期間）のみを有する。⇒「2」欄
イ. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間（事実婚姻期間）のみを有する。⇒「3・5」欄
ウ. 事実婚姻期間から引き続き法律婚期間を有する。⇒「4・5」欄

2. 現在、引き続き法律婚関係にありますか。（ある・ない）
「ある」に○をつけた方は⑩欄を、「ない」に○をつけた方は⑪欄と⑫欄を記入してください。

3. 現在、引き続き事実婚姻関係にありますか。（ある・ない）
「ある」に○をつけた方は⑬欄を、「ない」に○をつけた方は⑭欄と⑮欄を記入してください。

4. 現在、引き続き法律婚関係にありますか。（ある・ない）
「ある」に○をつけた方は⑯欄を、「ない」に○をつけた方は⑰欄と⑱欄を記入してください。

5. 事実婚姻期間にある間に、当事者の二人のうち、その一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を全て記入してください。

*以下略

配慮して、請求した側のみに提供し、他方へは知らせないこととされている。

情報提供の請求手続きに必要な書類は下記の通りである。

- (1) 請求者自身の年金手帳又は国民年金手帳
- (2) 戸籍謄本又は抄本
- (3) 事実婚の場合には、事実婚が継続しているか、あるいは解消したか、解消したのはいつの時点かを特定できる書類

一度情報提供を受けると、それから3ヶ月を経過しないと、情報提供の再請求をすることはできない。ただし、裁判所に対する申立てに必要な場合等は3ヶ月を経過していなくても再請求することができる。

50歳以上の年金情報

年金情報の請求をしたすべての者に対して、「年金分割のための情報通知書」（8頁左図、以下A情報という）が提供されるが、50歳以上の者については、「年金

分割を行った場合の年金見込額のお知らせ」（8頁右図、以下B情報という）もあわせて提供される。

B情報は、現在の年金に引き続き加入することを仮定して計算されるが、これによって、按分割合の可能な上限で分割した場合の、分割後の具体的年金額等がわかる。例えば、8頁のB情報によれば、この女性が分割を受ける前の60歳からの特別支給の老齢厚生年金は、年額76,300円にすぎないが、按分割合の上限50%で分割を受けた場合には、732,200円まで増加し、61歳からは年額799,400円、65歳からは自身の老齢基礎年金632,123円とあわせて1,364,300円の支給をうけられることがわかる。分割によって、月額にして54,650円増額することになる。

50歳未満の年金情報

一方、A情報だけでは、月額あるいは年額にして、年金分割によって具体的にいくら増加しあるいは減少するのかはわからない。しかし、今後も同じ年金に加入を続けると仮定し、双方の年齢、従前の勤務の情報等がわかれば、ある程度の概算額を算出することは可能である。ただし、この計算は弁護士には困難であり、社会保険労務士に依頼することをおすすめする。なお、1割程度の誤差は出るが、A情報から逆算する計算式を考案している社会保険労務士もいる。このあたりの実務に有用な情報は今後さらに整備されていくと思われる。

分割改定の請求期限

分割改定は、次に掲げる事由に該当した日の翌日から起算して2年を経過した日に至った場合は、請求することができない（法78条の2第1項、同施行規則78条の2）。年金分割は財産分与制度とは異なるが、財産分与の除斥期間と同様の期間制限がもうけられた。

- (1) 離婚をしたとき
 - (2) 婚姻の取消しをしたとき
 - (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者が国民年金法上の第3号被保険者の資格を喪失している場合であって、かつ当該事情が解消したと認められるとき
- ただし、例外として、離婚後按分割合を定めるために裁判所に申立てをしたが、審理が長期化し離婚の翌日から起算して2年を経過して裁判の決着がついたと

A 情報（年金分割のための情報通知書）

見本

年金分割のための情報通知書 (厚生年金保険制度)	
100-0013	千代田区霞が関
平成 18 年 10 月 16 日	
1-1-3	
東 井 花 子	様
社会保険庁長官	印
氏 名	(第1号改定者) 東 井 太 郎 (第2号改定者) 東 井 花 子
生 年 月 日	(第1号改定者) 昭和 23 年 1 月 10 日 (第2号改定者) 昭和 23 年 4 月 2 日
基 礎 年 金 番 号	(第1号改定者) ***** (第2号改定者) 1234-567890
情報提供請求日	平成 18 年 10 月 14 日
特 定 期 間 等	昭和 52 年 4 月 2 日 ~ 平成 18 年 10 月 14 日*
対 象 期 間 標準報酬総額	(第1号改定者) 225,490,120 円 (第2号改定者) 0 円
年金分割の範囲	0.000 %を超え、5.0 %以下
対 象 期 間	昭和 52 年 4 月 2 日 ~ 昭和 52 年 4 月 2 日 昭和 52 年 4 月 2 日 ~ 昭和 52 年 4 月 2 日 昭和 52 年 4 月 2 日 ~ 昭和 52 年 4 月 2 日 昭和 52 年 4 月 2 日 ~ 昭和 52 年 4 月 2 日 昭和 52 年 4 月 2 日 ~ 昭和 52 年 4 月 2 日 昭和 52 年 4 月 2 日 ~ 昭和 52 年 4 月 2 日
対象期間の末日以後に 喪失を受けた期間につ いて修正した期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 に規定する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

B 情報（年金分割を行った場合の年金見込額のお知らせ）

見本

年金分割を行った場合の年金見込額のお知らせ

東 井 花 子 様 (基礎年金番号 1234-567890)

※ 平成 18 年 10 月 14 日の年金分割のための情報通知書にお示した按分割合の範囲に基づき年金分割を行った場合の年金見込額についてお知らせします。

※ この年金見込額は上記の基礎年金番号で管理されている年金加入記録に基づいて試算しております。(年金加入記録は、別紙の「被保険者記録照会回答書」をご覧ください。)

千代田社会保険事務所長

平成 18 年 10 月 14 日 現在の年金見込額です。

【按分割合50%(上限)の場合】

年金を受けられる年齢	60歳	61歳	65歳
年金の種類と年金額	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 732,183 円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 732,183 円 (定額部分) 67,225 円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 732,183 円 (経過的加算部分) 25 円 老齢基礎年金 632,123 円
合計年金額 (年間支給額)	732,200 円	799,400 円	1,364,300 円

【年金分割を行わない場合】

年金を受けられる年齢	60歳	61歳	65歳
年金の種類と年金額	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 76,331 円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 76,331 円 (定額部分) 67,225 円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 76,331 円 (経過的加算部分) 25 円 老齢基礎年金 632,123 円
合計年金額 (年間支給額)	76,300 円	143,600 円	708,500 円

【按分割合 50%(希望された按分割合)の場合】

年金を受けられる年齢	60歳	61歳	65歳
年金の種類と年金額	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 732,183 円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 732,183 円 (定額部分) 67,225 円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 732,183 円 (経過的加算部分) 25 円 老齢基礎年金 632,123 円
合計年金額 (年間支給額)	732,200 円	799,400 円	1,364,300 円

※ 年金分割のための情報提供請求書の提出時に希望された按分割合が、今回、年金分割のための情報通知書により通知された按分割合の範囲外であるときは、希望された按分割合による年金見込額は試算できませんので、ご了承ください。

ような場合のための救済措置も定められている
(法施行規則78条の3第2項)。

●●● 事実婚について

事実婚の解消の場合も、第3号被保険者であった者については、離婚時の年金分割制度の対象となる。

具体的には、事実婚の期間において、当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者であった期間を有していた場合、第3号被保険者としての資格を喪失し、かつ、2007年4月1日以降に事実婚が解消した場合は、離婚時の厚生年金の分割制度の対象となる（法施行規則78条）。

法律婚と事実婚が同時に存在するような場合の扱いにつき議論されてきたが、第3号被保険者期間についてのみ適用とすることで一義的に解決し、かつ従前の判例が、事実婚にも婚姻の規定を準用し保護してきた流れに沿う解決となった。

事実婚の継続中に、当事者の一方が第3号被保険者

であった期間を複数有する場合は、これらの期間が不連続であったとしても、通算して一つの対象期間として取り扱われる。

事実婚の当事者がその後婚姻の届出を行い、引き続き婚姻関係を継続していたが離婚をした場合についても、離婚時の厚生年金の分割制度の対象となる。この場合、事実婚の期間中の第3号被保険者期間と婚姻期間を通算した期間が、一つの対象期間として取り扱われる。

ただし、法律婚から事実婚に移行した場合は、要注意である。法律婚の解消時より分割改定の請求期間である2年間で計算されるので、法律婚解消より2年を経過してしまった場合の法律婚期間については、分割改定請求ができず、その後の事実婚かつ第3号被保険者期間のみが分割対象となる。

●●● 受給資格要件

分割を受けても、自身（第2号改定者）が下記の老

齢基礎年金の受給資格要件を満たさなければ受給することはできず、逆に、自身の受給資格要件に応じて受給できる。

【老齢基礎年金の受給資格要件】

1 受給資格期間

保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間*の合計が25年以上であること

※3頁「年金分割に関する用語の意味」参照

2 受給開始年齢

その者が65歳（受給開始年齢）に達したこと

すなわち、

- (1) 分割を受けたからといって、直ちに年金が支給されるわけではなく、自身が老齢に達しなければ老齢厚生年金は支給されない。

- (2) 分割をした側の元配偶者（第1号改定者）が死亡しても、自身の年金受給に影響しない。

- (3) 分割された保険料納付記録は厚生年金の額計算の基礎とされるが、上記の受給資格期間には算入されない。

なお、第2号改定者の年齢によっては、1年間以上自身が厚生年金に加入していた場合に、分割された報酬比例部分に該当する老齢厚生年金を、早ければ60歳から受給することができる。従って、分割を受けた時点において、いまだ厚生年金加入の実績がなくても、59歳までの間に働いて厚生年金加入期間を作れば大きなメリットがありうることを依頼者にアドバイスしてあげるとよい。ただし、年齢によって受給開始年齢もまちまちなので、自身で調査してもらうのが適切であろう。

離婚時の第3号被保険者期間の年金分割制度—3号分割 (2008年4月1日以降)

合意分割とは異なる制度として、2008年から施行される3号分割の制度がある。

2008年4月以降の第3号被保険者期間について、離婚をした場合に、当事者一方からの請求により、第2号被保険者の厚生年金の被保険者保険料納付記録を自動的に2分の1に分割できるというものである。

被保険者が負担した保険料について、被扶養配偶者（第3号被保険者、多くは専業主婦）が共同して負担したものであるという基本認識の下に（法78条の13）制度が作られた。従前の年金と財産分与に関する判例において、離婚後扶養として認めるのか共に形成した財

産の清算として認めるのかという問題があったが、改正法では後者であることを明記した。

2008年3月以前に婚姻している者が、2008年4月1日以降に離婚する場合、合意分割部分（2008年3月以前の婚姻期間）と3号分割部分（同年4月以降の婚姻期間）の両者があることになる。

2008年4月以降に婚姻した者で、婚姻期間中ずっと第3号被保険者であった者については、婚姻の全期間が自動的に平等に分割されることになる。

また、事実婚の当事者の第3号被保険者期間についても適用される。

按分割合に関する判例

按分割合につき当事者間で合意できなかった場合に、裁判所がどのように判断するかは、今後の判例による。裁判所は、「当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮し」て定めることとなるが（法78条の2第2項）、財産分与（民法768条第3項）とほぼ同じ考え方を採用していること、財産分与の判例では寄与度は原則2分の1とすることが定着していること、2008年から施行される3号分割制度では自動的に等分としているこ

と、保険料納付も夫婦双方が共同して負担したといいうことなどから、特別の事情がない限り、2分の1とされ、別居が長期に及ぶなどの事情がある場合には、2分の1未満に調整されていくのではと予想されている。

諸外国では、自動的に等分とするもの（カナダ）、原則等分とするもの（ドイツ）、個別ケースごとに決めるもの（イギリス）などがある。

企業年金等

公的年金の分割制度が始まると、離婚当事者の関心は、次に分割制度の対象外である企業年金等にむけられていくと思われる。イギリス、ドイツでは企業年金等も分割の対象となっているが、日本にはそのような改正の動きは現在のところない。そうだとすれば、財産分与の判例の中で積極的に主張され判断されていくと予想される。すでに、厚生年金基金や会社の福祉年金も財産分与の対象とした判例（横浜地相模原支判平

成11年7月30日判時1708号142頁等）がある。今後は、長期の定期金払いの私的年金を資産としてどのように評価するのか、財産分与の方法として定期金払いが命じられるのかあるいは一括金払いが命じられるのか、定期金の場合終期はいつか、一括金として支払いを命じるならば中間利息控除をどのように行うか、などが課題となっていくと思われる。

<参考文献等>

- 「離婚時年金分割制度の概要」最高裁事務総局家庭局付山門優 調停時報160号25頁 2005年3月25日
- 「国民年金法等の一部を改正する法律における厚生年金保険の標準報酬の改定の特例（離婚時年金分割制度）の創設及びこれに伴う人事訴訟法の一部改正の概要」厚生労働省年金局年金課長補佐山下正通 前法務省民事局付高原知明 家月57巻3号45頁
- 「離婚判例ガイド」第2版2刷100頁以下 二宮周平・榊原富士子
- 「離婚時における厚生年金の分割と財産分与」厚生労働省年金局年金課長補佐小野浩司、榊原富士子 日弁連特別研修会テキスト 2006年8月28日
- 社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1003.html>

厚生年金保険法

（平成一九年四月一日施行）

（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例）

第七八条の二① 第一号改定者（被保険者又は被保険者であつた者であつて、第七八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。）又は第二号改定者（第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く）、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。以下この章において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、社会保険庁長官に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間の標準報酬（第一号改定者及び第二号改定者（以下これらの者を「当事者」という。）の標準報酬をいう。以下この章において同じ。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労働省令で定めるときに該当するときは、この限りでない。

一 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合（当該改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

② 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

③ 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分（以下「標準報酬の按分割合に関する処分」という。）は、家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

④ 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。

（請求すべき按分割合）

第七八条の三① 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）と標準賞与額に当事者を支給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。）の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え二分の一以下の範囲（以下「按分割合の範囲」という。）内で定められなければならない。